

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の方へ

※申請用紙は市ホームページからダウンロードできます。

徴収猶予の特例（最長1年）

○対象となる市税等

個人市県民税, 法人市民税, 固定資産税・都市計画税(家屋・償却資産), 国民健康保険税, 介護保険料
後期高齢者医療保険料

○対象者

令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において, 事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し, 市税等納入することが困難な事業者。

○申請手続き

納期限までに申請が必要です。

問 収納課収納係 電話0824-62-6127

減免または軽減

新型コロナウイルス感染症の影響による事由が発生の際は, 対象科目の納期限までに早めの手続きをお願いします。

「法人市民税」減免

○申請の期限 令和5年3月31日までに到来する納期限まで

| 事 由 | 軽減または免除の割合 |
|--|------------|
| 廃業又は休業 | 全部 |
| 直近1カ月の売上高又は販売数量(建設業にあつては, 完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同期比で30%以上減少し, かつ, その後2カ月を含む3か月間の売上高等が30%以上減少することが見込まれる。 | 10分の5 |

※資本金等の額が1億円以下で市内従業者数が50人以下, または資本金等の額が1,000万円以下で市内従業者数が50人を超える法人が対象です。

問 課税課市民税係 電話0824-62-6122

「介護保険料」減免

【個人事業主の方】

○申請の期限 令和5年3月31日までに到来する納期限まで

○事業収入等の減少額が前年の事業収入等の額の30%以上

○減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

| 合計所得金額 | 軽減または免除の割合 |
|-------------|------------|
| 210万円以下 | 全部 |
| 210万円を超えるとき | 10分の8 |

問 市民課保険年金係 電話0824-62-6134

「固定資産税・都市計画税」減免

【個人事業主の方】

○申請の期限 令和5年3月31日までに到来する納期限まで

○事業収入等の減少額が前年の事業収入等の額の30%以上

○前年の総所得金額が1,000万円以下

○減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

○対象資産は家屋及び償却資産

| 合計所得金額 | 軽減または免除の割合 |
|-----------------|------------|
| 300万円以下 | 全部 |
| 300万円を超え400万円以下 | 10分の8 |
| 400万円を超え550万円以下 | 10分の6 |
| 550万円を超え750万円以下 | 10分の4 |
| 750万円を超えるとき | 10分の2 |

問 課税課資産税係 電話0824-62-6124

「国民健康保険税」減免

【個人事業主の方】

○申請の期限 令和5年3月31日までに到来する納期限まで

※適用要件は「固定資産税・都市計画税」減免と同様

問 課税課市民税係 電話0824-62-6122

詳しくは市民部の担当窓口へお問い合わせください。